

年 月 日

資源物

集積場所申請書

No.

あて先 茅ヶ崎市長

申請者	自治会名	自治会
	住所	茅ヶ崎市
	会長名	印
	電話番号	()

★連絡先が申請者と異なる場合
住所
氏名
電話
(共同住宅の場合は所有者を記入)

次のとおり申請します。

申請項目	☐ 新設 ☐ 移動 ☐ 分散 ☐ 廃止	資源物 = びん・かん・ペットボトル・ 古紙類・布類・衣類・プラスチック製 容器包装類・廃食用油・金属類
使用世帯数	理由	
	世帯	
現地住所	茅ヶ崎市	

案内図（地図を添付していただいても結構です）

明細地図 P - -

次のとおり決定してよいでしょうか。

所長	所長補佐	担当	決定区分	起案	月	日
			☐ 承認する ☐ 承認しない	決裁	月	日
				処理	月	日
現地調査日	月 日	調査担当		承認日及び申請者連絡日	月 日	収集開始日 月 日

※太線の中には記入しないでください。
※裏面の留意事項をよくお読みください。

地区担当	
------	--

收受印

ごみ集積所に関する留意事項

2018年1月1日

- ◎ 集積所はいつも清潔にしておきましょう。
- ◎ 集積所の維持管理は、利用者の責任で行ってください。
- ◎ 集積所の新設・移動・分散・廃止をする場合は、当該地が属する自治会長名での申請が必要となります。

○ 新規の集積所を設置する場合は、次の事項に留意してください。

- 1 1ヶ所の集積所を使用する世帯数について、ごみは8世帯以上、資源物は30世帯以上であること。ただし、道路事情等によりやむを得ない場合は、別途協議すること。
- 2 ごみ収集車が安全かつ円滑に収集作業を行える場所であること。また、ごみ収集車は安全上バックでの走行はしないので、通り抜けができる又は容易に転回ができる道路形態であること。
- 3 マンション・アパート等で、敷地内に囲いの集積所を設置する場合は、『茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例』に準ずるものとし、使用前に必ず市の検査を受けること。なお、市では工事完了検査済証が交付されるまでは、ごみ及び資源物の収集は開始しない。

検査後の形状の変更及び、構築物（電柱・フェンス・金網・ごみストッカー等）の設置は原則として認めない。やむを得ない場合は、事前に市と協議すること。

- 4 特定開発事業に該当しない小規模宅地開発等の場合は、当該地が属する自治会と集積場所について協議すること。
 - 5 小規模宅地開発で7戸以下の場合であっても、時期をずらして8戸以上になる計画がある場合は、最終戸数に合わせた面積の集積所を設置すること。
 - 6 雨水等が道路上に流れないように勾配をつけること。その際、雨水等の処理についてはごみ集積所内に集水桝等を設ける又は敷地内に排水できるような構造（CBブロック等に排水口を設ける等）とすること。
- 集積所を移動・分散・廃止する場合は、次の事項に留意してください。
- 1 現在の集積所及び移動・分散後の集積所を地図に明記すること。
 - 2 廃止する場合は、使用世帯に廃止する旨及び今後の排出場所を周知すること。
- 申請書が提出されてから実態調査、処理等で収集開始まで2週間ほどかかりますので申請は余裕を持ってお願ひします。
- 資源物（プラスチック製容器包装類、びん、かん、ペットボトル、古紙類、衣類・布類、廃食用油、金属類）の集積所は、別途当該地が属する自治会と協議し、排出場所を決めてください。

なお、新規の集積所が必要となる場合は、事前に環境事業センターと相談してください。

《参考》

びん用コンテナ	50cm（縦）×68cm（横）×38cm（高さ）
かん・ペットボトル用ネット	46cm（縦）×46cm（横）×96cm（高さ）
30世帯の目安	コンテナ1個・ネット2個

問い合わせ

〒253-0071 茅ヶ崎市萩園1085
茅ヶ崎市 環境部 環境事業センター
Tel 0467-57-0200